本則の表改正後欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第七号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十六　挿入］

第７号の２様式記載要領

［１・２　略］

３　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵・⑶　略］

⑷　「控除未済外国税額等⑮」から「翌期繰越額⑰」までの各欄は、各事業年度の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑸　「控除未済外国税額等⑮」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人（法人税法第２条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）、分割承継法人（同条第12号の３に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は被現物出資法人（同条第12号の５に規定する被現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（同条第12号の８に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人（法人税法第２条第12号の２に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は現物出資法人（同条第12号の４に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第９条の７第25項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その１）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑹　略］

４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑦」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額、同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額及び同表の「防衛特別法人税の控除限度額③」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵～⑷　略］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。